

件名	松前町営土地改良事業等の分担金等徴収条例
主管課	まちづくり課
関係課	
改正対象	・松前町営土地改良事業の経費賦課徴収条例（昭和 32 年 3 月 31 日公布松前町条例）
根拠法令等	・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 224 条 ・土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）
制定（改正）理由	町が施行する土地改良事業に相当する事業に係る地元の負担について明確化するとともに、現行の条例は、昭和 32 年に公布してから部分的な改正を経て今日に至っており、変動する社会情勢にそぐわなくなつた面もあることから、町が施行する土地改良事業等の分担金等及び特別徴収金の賦課徴収に関し必要な規定の整備を図つた。
制定（改正）の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・題名改正 （改正前）松前町営土地改良事業の経費賦課徴収条例 （改正後）松前町営土地改良事業等の<u>分担金等徴収条例</u> ・分担金等を賦課徴収する事業を明確にした。第 2 条及び第 3 条 ・分担金等の額及び算定方法を規定した。第 4 条 ・夫役又は現品の賦課徴収を削除した。 ・急施の場合の特例は、法令で定められているため削除した。
施行日	令和 2 年 4 月 1 日
【その他参考事項】	